

誰一人取り残さないデジタルデバイド対策の実施

政策提言先 総務省

政策提言の要旨

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備することが不可欠です。

【政策提言の具体的内容】

- (1) 国の「デジタル活用支援推進事業」の「全国展開型」の事業実施に当たっては、携帯ショップがない中山間地域等への出張開催（自治体側の費用負担なし）を可能とするなど、地域の実情を踏まえた、きめ細かな支援を実施すること
- (2) 地域内で自律的に講習等が行われるよう、国による人材の養成や、地域発の取組（例えば、自治会や集落活動センターなど高齢者等に身近な場所で、スマホの操作や活用方法を教えることのできる人材の養成など）への支援を行うこと

【政策提言の理由】

- 今年度から令和7年度までの5年間の計画で、国の事業（全国展開型）として、全国の携帯ショップでシニア向けのスマホ教室が実施されていますが、本県内での実施は、高知市と隣接市（南国市・土佐市）の計3市のみとなっています（携帯ショップのある自治体数：34市町村のうち11市2町）。
- こうした携帯ショップは市街地に集中しているため、特に山間部などの中山間地域の住民で移動手段を持たない高齢者などは、スマホ教室や相談会に参加したくても参加できない状況にあります。
- また、携帯ショップのない21町村においては、「地域連携型」を活用したくても、小規模町村では地域内に事業主体となり得る地元のICT企業やNPO法人などがない場合が多く、今年度は、日高村（ひだかむら）の1村のみが、国事業の採択を受けて、独自の取組（参考資料）と組み合わせた事業を展開しています。
- さらに、スマホなどのデジタル機器に不慣れな高齢者などは、スマホ操作等の講習会を一度受講しただけでは、自分一人で行政手続のオンライン申請やアプリを使ったコミュニケーション、情報収集などを行うことができない場合が多いことから、身近な地域や場所において、何度でも受けられる講習会や気軽に参加できる相談会の実施など、日頃からデジタル機器に慣れることができる環境を整備することにより、デジタル活用を定着させる必要があります。

【高知県担当課】 総務部デジタル政策課

誰一人取り残さないデジタルデバイス対策の実施

政策提言の要旨

- 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備することが不可欠

1 本県の現状

- デジタル活用支援推進事業(総務省事業)の県内での実施状況
 - <全国展開型(携帯ショップでのシニア向けスマホ教室)>
 - ・高知市と隣接市(南国市・土佐市)の計3市のみ
 - <地域連携型>
 - ・県内34市町村のうち、21町村は携帯ショップがない
 - ・うち1村(日高村)のみが国事業の採択を受けて、独自の取組(※)と合わせた事業を展開中

(※) 住民のスマホ普及率100%を目指す「村まるごとデジタル化事業」

2 課題

- 携帯ショップは市街地に集中しているため、特に中山間地域等の住民で移動手段を持たない高齢者等は、参加したくても参加できない。
- 「地域連携型」を活用したくても、小規模町村では、地域内に事業主体になり得る民間事業者やNPO等がない場合が多い。
- 講習会実施後、地域においてデジタル活用を定着させる必要がある。

3 国への提言内容

- ① 「全国展開型」の事業実施に当たっては、携帯ショップがない中山間地域等への出張開催(自治体側の費用負担なし)を可能とするなど、地域の実情を踏まえた、きめ細かな支援を実施すること
- ② 地域内で自律的に講習等が行われるよう、国による人材の養成や、地域発の取組(例えば、自治会や集落活動センターなど高齢者等に身近な場所で、スマホの操作や活用方法を教えることのできる人材の養成など)への支援を行うこと

